

# 日建連等企業行動規範 2007

社団法人 日本建設業団体連合会

社団法人 日本土木工業協会

社団法人 建築業協会

社団法人 日本鉄道建設業協会

社団法人 日本電力建設業協会

社団法人 土地改良建設協会

社団法人 日本埋立浚渫協会

社団法人 日本海洋開発建設協会

財団法人 日本ダム協会

平成 19 年 12 月 20 日 第 48 回総会（臨時総会）において改定

## 企業行動規範の改定にあたって

(社)日本建設業団体連合会等の建設10団体は、1993年に「日建連等企業行動規範」を制定し、会員企業の自主的な実践を促進するための行動指針としてきた。

しかしながら、規範の制定から14年が経過し、その間、いわゆるバブル経済の崩壊もあり、企業経営を取り巻く環境は大きく変化してきている。

建設業界においては、国内建設投資の減少と供給過剰による企業間競争の激化に加え、昨今では、談合問題や耐震偽装問題等の社会に大きな影響を与えた事件を始め、品質管理や安全管理上の問題も少なからず発生している。また、労働条件の悪化やそれに伴う就業希望者の減少など、建設産業が抱える構造的な問題は、もはや避けては通れない状況となってきた。

社会的にも、改正独占禁止法の施行をはじめ、建設業法や建築基準法等の規制強化など、コンプライアンスの徹底や企業の社会的責任(CSR)の遂行について、企業が自らを厳しく律し、社会の一員として活動していくことが、従来にも増して強く求められるようになった。

さらに、地球環境の悪化が深刻な事態であることが明らかになってきた。我々は、企業の社会的責任として、より積極的に環境問題に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、日本建設業団体連合会等は、会員企業が自らの行動を律し、かつ社会から信頼される企業であり続けるべく、今般、別紙のとおり「日建連等企業行動規範」を改定することとした。

主な改定点としては、法令の遵守等を改めて強調するとともに、企業行動の基本となる建設業の社会的使命や役割の遂行について、その重要性を冒頭に記述することとした。また、企業活動の担い手は人であるとの認識から、「人間の尊重」を独立項目として強調することとし、環境問題への積極的な取り組みなど社会的貢献についても、「社会との共生」として新たな項目を追加した。さらに、企業行動規範は、その具体的実行が最も重要であることから、新規項目として「本規範の実効性の確保」を掲げ、特に経営トップのリーダーシップの発揮について詳述している。

日建連および加盟団体の会員企業には、この規範に基づいた行動を自主的に実践することにより、社会的使命と責務を果たすことを強く期待したい。

## I. 企業行動規範

### 第1 建設業の社会的使命・役割の遂行

1. 社会資本等整備の遂行
2. 顧客の満足と信頼の獲得
3. 品質の確保と向上
4. 建設技術力の維持・向上
5. 健全な企業体質の確立

### 第2 公正かつ誠実な企業活動の実践

1. 公正な営業活動の実施
2. 適正な生産体制の構築
3. 反社会的勢力の排除
4. 知的財産等の保護
5. 適正な財務報告の実行
6. 政治、行政との透明な関係の確立

### 第3 人間の尊重

1. 魅力ある労働環境の創出
2. 安全衛生対策の強化・充実
3. 差別や不当な取扱いの禁止
4. 多様な個性や能力を尊重した人事処遇、人材育成の推進

### 第4 社会との共生

1. 社会との広範なコミュニケーションの実施
2. 社会貢献活動の積極的な展開
3. 環境問題への取り組み強化
4. 国際活動における現地への貢献

## II. 本規範の実効性の確保

1. トップによるコミットメント
2. 実践のための体制整備
3. 具体的な取り組みに関する情報開示
4. 定期的なチェックと評価
5. 速やかな説明責任と対応措置
6. 厳正な処分

### 参考

不祥事を起こした会員企業に対する措置基準

# I. 企業行動規範

## 第1 建設業の社会的使命・役割の遂行

社会の要請に応えた建設活動を推進し、これにより雇用を創出し、企業としての適正利潤を得て納税等を行うとともに、経済社会の発展と国民生活の向上に貢献する。

### 1. 社会資本等整備の遂行

建設活動を通じて、社会資本や住宅、産業用施設等の整備を行い、経済社会の発展と国民生活の向上に貢献する。

### 2. 顧客の満足と信頼の獲得

良質で安全な建設生産物を、最適な施工により適正価格で提供するとともに、十分な説明責任を果たし、顧客の満足と信頼を獲得する。

### 3. 品質の確保と向上

建築基準法等の法令や契約を遵守することはもとより、誠実に事業に取り組み、品質の確保と向上に努める。

### 4. 建設技術力の維持・向上

有用な技術開発に積極的に取り組み、建設技術力の維持・向上に努める。

### 5. 健全な企業体質の確立

建設業が社会的使命・役割等を遂行していくためには、その事業活動を通じ、適正な利潤を獲得する等、健全な企業体質を保持し、多くの関係者の満足を得る必要がある。このため、工事発注者や設計者を含めた関係者全員において、価格と品質、工期等について十分な相互理解と協力体制の構築に努める。

## 第2 公正かつ誠実な企業活動の実践

法令及びその精神を遵守するとともに、社会的良識から乖離するような企業行動は一切行わない。

### 1. 公正な営業活動の実施

工事等の営業活動においては、刑法、独占禁止法等に違反する談合・贈賄等の行為は一切行わない。また、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為も行わない。

## 2. 適正な生産体制の構築

工事の施工にあたっては、建設業法等の法令を遵守する。専門工事業者や資材納入業者等の協力会社とは公正な取引を行い、その役割分担と責任範囲を明確にし、生産体制の適正化を実践する。

## 3. 反社会的勢力の排除

社会の安全や秩序を揺るがす反社会的勢力とは、いかなるものであっても対決する姿勢を堅持するとともに、一切の関係を排除する。

## 4. 知的財産等の保護

他者の知的財産権や機密情報を尊重するとともに、事業活動を行う上で取り扱う情報を適切に管理する。

## 5. 適正な財務報告の実行

企業の取引や資産状況について、正確かつ適正な会計処理と記録を行い、財務報告の適正性と信頼性を確保する。

## 6. 政治、行政との透明な関係の確立

政治、行政との関わりについては、政治資金規正法、公職選挙法、国家公務員倫理法等の法令の趣旨を踏まえ、透明で適正な関係を確立する。

# 第3 人間の尊重

企業活動の担い手は人間である。公正かつ誠実な企業活動を実践し、従業員をはじめとする「人」を大切にす経営を堅持していく。

## 1. 魅力ある労働環境の創出

技術者・技能者を始め建設生産を担う人々のために、雇用・労働条件の改善・向上に努め、仕事にやりがいと誇りを持つために不可欠な「ゆとり」と「豊かさ」を実現し、魅力ある労働環境の創出に努める。

## 2. 安全衛生対策の強化・充実

労働災害や労働疾病を防止し、建設業に携わる人々の安全と健康を確保するため、徹底して、安全衛生対策の強化・充実を図る。

### 3. 差別や不当な取扱いの禁止

国籍、性別、信条などを理由として、雇用管理や処遇について、いかなる差別や不当な取扱いも行わない。

### 4. 多様な個性や能力を尊重した人事処遇、人材育成の推進

多様な人材の個々の能力が十分に発揮される人事処遇を心掛け、個性を尊重した人材育成を図る。

## 第4 社会との共生

企業と社会は共存共栄の関係にある。企業は、社会との相互理解、環境保全、国際貢献等に努め、社会との共生を図っていく必要がある。

### 1. 社会との広範なコミュニケーションの実施

株主・顧客・取引先等を始め、広く社会とのコミュニケーションを積極的に実施し、企業活動についての相互理解を促進して、社会から信頼され必要とされる「開かれた企業」を目指す。

### 2. 社会貢献活動の積極的な展開

災害時の緊急対応など、地域社会の安全・安心に資する活動を始め、良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に展開する。

### 3. 環境問題への取り組み強化

建設副産物の発生抑制やリサイクルの推進等に努めるとともに、環境負荷の少ない施工方法や省エネ技術等の開発への取り組みを強化し、地球環境の保全や温暖化防止のために行動する。

### 4. 国際活動における現地への貢献

国際的な事業活動においては、国際ルールおよび当該国の法律の遵守はもとより、現地の文化・慣習を尊重するとともに、相互信頼を促進し、当該国の経済社会の発展に貢献する。

## Ⅱ. 本規範の実効性の確保

本規範の実効性を確保するため、経営トップは率先して必要な体制整備等を推進し、規範に基づいた企業行動の実践について、社内はもとよりグループ全体の意思統一を図る。

### 1. トップによるコミットメント

経営トップは、本規範に基づいた企業行動の実践を率先垂範することが、自らの重要な役割であることを認識するとともに、本規範の趣旨を社内・グループ各社へ周知・徹底する。

### 2. 実践のための体制整備

実効ある内部統制の仕組み作り等、本規範に基づいた企業行動の実践のために必要な体制整備を全社的に実施する。また、企業行動に関する教育・研修を継続的に実施し、かつ、その内容の充実に努める。

### 3. 具体的な取り組みに関する情報開示

本規範に基づいた企業行動の実践に関する具体的な取り組み等について、積極的に情報開示する。

### 4. 定期的なチェックと評価

本規範に基づいた企業行動の実践に向けて、社内に構築した体制が有効に機能しているかどうか、定期的にチェック・評価し、さらなる改善に向けて努力する。

### 5. 速やかな説明責任と対応措置

本規範に反するような事態が生じた場合は、調査委員会を速やかに設置する等により、原因を徹底的に追求し、説明責任を果たすとともに、再発防止に向けた万全の対策を講じる。

### 6. 厳正な処分

本規範に反するような事態が生じた場合は、社内規定に則り、厳正な処分を行う。

## 参考：不祥事を起こした会員企業に対する措置基準

(社) 日本建設業団体連合会

### 目的

本措置基準は、会員企業(以下「会員」という。)において日建連等企業行動規範に反する事態が生じた際の対応および措置を定めることにより、会員の事業活動の適正化を図ることを目的とする。

### 1. 審査委員会の設置

- (1) 会員に対する対応および措置、並びに回復措置を検討するため、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会の委員長は会長が兼務するものとし、委員は基本政策懇談会委員によって構成する。

### 2. 対応および措置の決定手順

- (1) 会員は、企業行動規範に反し、企業としての社会的信頼を損なう恐れのある事態が生じた場合、速やかに日建連にその内容を報告する。報告にあたっては、日建連の会員活動の自粛、役員・委員長等の役職辞退等について、できるだけ自己の判断において申し出る。
- (2) 会長は、会員からの申し出があった場合、または必要と判断した場合に審査委員会を招集する。
- (3) 審査委員会は、会員からの申し出や、必要に応じて行う事情聴取などを参考に、日建連としての対応および措置を会長に具申する。
- (4) 会長は、審査委員会からの具申に基づき、対応および措置を決定する。ただし、除名については、定款第 11 条の規定によるものとする。

### 3. 措置の内容

会員に対する措置は、不祥事の重大性によって以下のとおりとする。

- (1) 厳重注意
- (2) 会員としての全部または一部活動停止
- (3) 退会の勧告
- (4) 除名

### 4. 会員への要請

会長は、措置の決定に際し、会員に対して以下の事項を要請する。

- (1) 企業行動適正化についての改善策とその実施状況の報告
- (2) 企業と社会との良好な関係の維持・増進に資する会合等への参加

### 5. 回復措置

会長は、事態の改善が見られると判断した場合には、措置を終了する。

### 6. 退会・除名後の再入会

措置により非会員となった法人からの再入会の申請については、次のように処理する。

- (1) 退会した法人については、2年間入会申請を受理しない。
- (2) 除名された法人については、5年間入会申請を受理しない。

### 附 則

この措置基準は、平成19年5月25日から適用する。

以 上